

公立大学法人青森県立保健大学教職員職務発明規程取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人青森県立保健大学教職員職務発明規程（以下「発明規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、発明規程において使用する用語の例による。

(事務の所管等)

第3条 教職員の業務（研究、教育、指導、その他）により発生した発明等及びそれに関連する法人の契約等は、知財センターにて取扱う。

2 発明規程における各種届出等については、センター長が認定・決定し、理事長の承認を得て法人として決定する。

3 センター長は、必要に応じて委員会を開催し、審議したうえで、認定・決定を行う。

(職務発明等届に添付する書類)

第4条 発明規程第4条第1項第1号の発明等の内容を詳細に記載した書類に記載する項目は次のとおりとする（発明規程様式第1号、研究先等との共同による発明等の場合は様式第2号）。

- (1) 発明等の名称
- (2) 発明等を行った者
- (3) 発明等の目的、内容及び特徴
- (4) 産業上の利用分野
- (5) 特許権等に該当する要件

(職務発明等認定の要件)

第5条 発明規程第5条第1項の職務発明等の認定は、次の各号に掲げる要件を満たした場合とする。

- (1) 法人の業務範囲に属し、かつ、教職員の職務に属する発明等であること
- (2) 特許権等の登録要件に該当しない事由が認められないとき

(権利の承継の決定)

第6条 発明規程第5条第1項の特許等を受ける権利又は特許権等の承継の決定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められた場合において決定するものとする。

- (1) その発明等が法人の発展に寄与するものであること
- (2) その発明等が公共の保健・医療・福祉等の向上に寄与し、又は地域に貢献するものであること
- (3) その発明等が産業の発展に寄与するものであること
- (4) その発明等が県民の財産として保全する必要があること
- (5) その発明等が学術研究上必要不可欠であること

(発明台帳)

第7条 センター長は、発明規程第4条の規定による職務発明等届を受理、又は発明規程第5条の規定による特許等を受ける権利又は特許権等を承継したときは、速やかに、発明台帳（様式第1号）を作成するものとする。

2 センター長は、法人が承継した発明等について、内容等の異動が生じたときは、作成した発明台帳にその内容を記載し、適切な管理を行うものとする。

3 センター長は、毎年1月に、前年の12月31日現在において知財センターが管理している

全ての発明台帳の写しを職務発明等台帳報告書（様式第2号）により理事長に提出するものとする。

（共同出願）

第8条 法人は、研究先等との共同によりなされた発明等について特許出願等をする場合は、あらかじめ当該研究先等と共同出願等契約書（発明規程様式第7号）により契約を取り交わすものとする。

（実施許諾）

第9条 発明規程第6条の規定により法人が承継した特許等を受ける権利又は特許権等（同条の規定により法人が承継した特許等を受ける権利に基づき受けた特許権等を含む。）に係る実施の許諾については、別に定める公立大学法人青森県立保健大学保有特許権等実施許諾要領（以下「実施要領」という。）により取り扱うものとする。

（自由発明及び勤務発明に係る権利等の承継）

第10条 発明者は、その発明等が規程第5条第1項の規定により自由発明及び勤務発明と認定された場合において、当該発明に係る特許等を受ける権利又は特許権等を法人に譲渡しようとするときは、譲渡申出書（発明規程様式第5号）によりセンター長に申し出ることができる。

2 センター長は、前項の規定による申出があったときは、速やかに、当該特許等を受ける権利又は特許権等を承継するかどうかを決定するものとする。発明規程第15条の規定は、この場合について準用する。

3 前項の規定により承継する決定があった特許等を受ける権利又は特許権等については、発明規程第5条第1項の規定により承継する決定があった特許等を受ける権利又は特許権等に準じて取り扱うものとする。

（出願審査の請求）

第11条 発明規程第7条第2項及び第12条の出願審査の請求は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

（1）出願した発明等について、第三者からの実施許諾の申込み若しくはその見込みがある場合又は研究先等との共同の特許で当該研究先等が実施を予定している場合

（2）法人が特許権等を設定登録することが、公共、公益上必要と認められる場合

（知的財産委員会）

第12条 発明規程第15条第1項の規定により設置する委員会については、別に定める「公立大学法人青森県立保健大学知的財産委員会規程」により取り扱うものとする。

2 発明規程第15条第2項による審議は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は必ず行うものとする。

（1）法人が承継した発明等の実施の許諾を決定する場合

（2）法人が承継した特許等を受ける権利又は特許権等を処分するかどうかの決定をする場合

（3）その他、センター長が必要と判断した場合

（補償金の支払）

第13条 発明規程第16条に規定する補償金の支払は、譲渡者からの補償金請求書（発明規程様式第15号）によるものとする。

（費用補償金の支払）

第14条 出願済みの発明等の譲渡者が、発明規程第16条に規定する費用の支払を受けようとするときは、補償金請求書（発明規程様式第15号）に当該費用を負担したことを証する書類を添えて、センター長に申し出るものとする。

- 2 発明規程第16条に規定する特許出願等に要する費用とは、出願手数料、出願審査請求手数料、特許料、登録料及び願書等の作成に要した費用とする。

(譲渡者が退職した場合の補償等)

第15条 発明規程第17条第2項の契約は、職務発明等に係る退職後の補償に関する契約書(発明規程様式第16号)によるものとする。

- 2 発明規程第17条第3項の届出は、補償相続届(発明規程様式第17号)によるものとする。
(譲渡者異動時の発明等の取扱い)

第16条 発明規程第5条によって承継した発明等について、譲渡者が法人以外へ異動したときは、当該発明等は原則として法人に帰属する。

- 2 この場合、当該発明等によって法人が収入を得たときには、発明規程第17条に基づき、異動した譲渡者の求めに応じて補償金を支払うものとする。
- 3 ただし、当該発明等を譲渡者が法人以外の異動先でも使用する可能性のあるときは、法人はその扱いについて当該譲渡者と協議する。この場合、取扱は原則として譲渡者に対する実施許諾となる。
- 4 当該発明等が研究先等との共同によりなされた発明等である場合は、研究先等の意向にも配慮する。
- 5 センター長は、前項までの扱いについて、委員会にて審議を行うことができる。
- 6 譲渡者が異動先にて第3項に記した協議内容に反した場合は、センター長は当該譲渡者及び異動先に対して協議、抗議等の対処を講じるものとする。

(秘密の保持)

第17条 センター長は、発明規程第20条に規定する秘密の保持について、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合にはその秘密を第三者に開示することができる。

- (1) 実施許諾の見込みがあると認められる場合
- (2) 研究等の遂行において必要と認められる場合
- (3) その他必要と認められる場合
- 2 前項における秘密の開示において、研究先等利害関係者がいる場合には、その者の同意を得た上でこれを行うものとする。
- 3 第1項で行う開示を第三者が求める場合には、センター長は、その者に対し秘密保持契約書(発明規程様式第13号)を提出させなければならない。
- 4 第2項の場合における研究先等利害関係者の同意は、技術情報等の開示に係る同意書(発明規程様式第14号)によるものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、発明規程の施行に関し必要な事項は、センター長がその都度定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(取扱要領第7条関係)

職務発明等台帳(1)

発明等届番号	令和 年 月 日	届出区分	発明・考案・意匠	
発明等の名称				
発明者等	所属	職	氏名	持分
				/100
				/100
				/100
				/100
	相手方名称			/100
				/100(法人分)
認定決定	令和 年 月 日	職務発明・自由発明・勤務発明		
承継決定	令和 年 月 日	承継する・承継しない		
譲渡年月日	令和 年 月 日	承継年月日	令和 年 月 日	
出願年月日	令和 年 月 日	出願番号	特願2008-123456	
出願人				
委任依頼願年月日	令和 年 月 日	委任代理人		
公開	令和 年 月 日	審査請求期限	令和 年 月 日	公開番号 特開2008-234567
審査請求願	令和 年 月 日	請求する・請求しない	決定日	令和 年 月 日
出願審査請求	令和 年 月 日	請求代理人		
請求人				
登録査定通知	令和 年 月 日	登録日	令和 年 月 日	特許番号 特許2008-345678
拒絶(理由)通知	令和 年 月 日	拒絶(理由)対応日	令和 年 月 日	
意見書提出	令和 年 月 日	最終通知年月日	令和 年 月 日	登録・拒絶
決定報告	令和 年 月 日	出願・放棄・譲渡(譲渡先)		
消滅	令和 年 月 日	理由		
存続期間満了	令和 年 月 日			
その他の履歴	年月日	事項	内容・結果	

職務発明等台帳(2)

発明等届番号				出願番号 特願2008-123456			
特許料の納付状況	年区分	納付年月日	納付金額	年区分	納付年月日	納付金額	
	第1～3年分						
補償金等	区分	年度(支払年月日)	補償金請求番号	支払金額	算定基礎		
	費用補償金						
	実施補償金	令和 年度					
		令和 年度					
		令和 年度					
令和 年度							
補償金の相続	譲渡者氏名	相続人住所・氏名・譲渡者との関係		相続年月日			
実施	実施許諾年月日	実施許諾先	実施許諾の内容(期間)				
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
運用収入	運用方法	運用先	受領日	受領額	内訳等		
			令和 年 月 日				
			令和 年 月 日				
			令和 年 月 日				
処分	処分年月日	処分の内容			処分先		
	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
異動	異動者氏名	異動年月日	異動先		利用の有無	対処方法	
		令和 年 月 日					
		令和 年 月 日					
備考							

様式第2号（取扱要領第7条関係）

発明等届番号 08IA(C)**
令和 年 月 日

公立大学法人青森県立保健大学理事長 殿

青森県立保健大学
研究推進・知的財産センター長 印

令和 年職務発明等台帳報告書

令和 年12月31日現在の公立大学法人青森県立保健大学が保有する職務発明等について、職務発明等台帳の写しを送付します。